補償の概要

このページには保険の概要および保険料表等を掲載しております。
詳細は、必ず「重要事項説明書」をご確認ください。

商品の仕組み

●この商品は、日本国内で家庭用として飼育される犬または猫（以下「ペット」といいます）を対象とした保険です。ご契約のペットがケガまたは病気（※1）によって診療を受けた場合に保険金をお支払いします。

●お支払いする保険金は、被保険者（ペットの飼い主であるご加入者をいいます。以下同様とします）が支払った治療費（※2）に補償割合を乗じた金額となります。ただし、保険証券等に記載の支払限度の範囲内となります。

(※1)ケガまたは病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。

(※2)治療費とは、約款に定める「保険金を支払わない場合」に定められている項目を除いた費用をいいます。保険金のお支払い対象とならない治療費等がありますので、詳しくは、「主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）」をご参照ください。

お支払事由とお支払いする保険金

●お支払事由

被保険者の負担した治療費が、以下の(1)・(2)・(3)の全てに当てはまる場合

(1)ご契約のペットがケガまたは病気を被ったことによる治療費であること

(2)保険期間中（1年間）に日本国内の動物病院においてなされた治療による治療費であること

(3)臨床獣医学上、一般的に認められている診断または治療処置方法で要した治療費であること

●お支払いする保険金（※）

治療費×補償割合

（※）診療区分（通院・入院・手術）によって支払限度があります（通院は1回あたりの支払限度額と年間の支払限度回数があります）。

ご注意

・通院・入院において手術を行った場合は通院・入院と見なさず、「手術」の支払限度額の適用となります。なお、この場合、手術に伴う費用を含むものとします。

・同じ日に同一の動物病院で2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として1回あたりの支払限度額を適用します。ただし、同じ日に異なる動物病院に2回以上通院した場合は、別々の通院とみなしてそれぞれの通院について1回あたりの支払限度額を適用します。また、同一の動物病院で通院と入院が同じ日にあった場合は入院とみなします。

・「通院」において、保険期間を通じての支払限度回数に達した後に請求を受け付けた保険金は支払対象となりません。また、「通院」の保険金は請求の受け付けが早いものから順に支払います。なお、同一請求日に複数の請求があった場合には、その中で「通院日」が早いものから順に保険金を支払います。

・入院中に獣医師の判断により他の動物病院に通院して治療を受けた場合や転入院した場合などは、他の動物病院での医療費用損害の額は別の治療とみなして取り扱います。

・「手術をした日を含む入院期間の治療費用」および「手術をした日の通院の治療費用」は手術費用に含め、診療区分「手術」の支払限度の適用を受けるものとします。

・診療区分「通院」は手術を伴わない「通院」のみの場合が対象となり、診療区分「入院」は手術を伴わない「入院」のみの場合が対象となります。

[保険金のお支払い例] 基本プランにご加入の場合

①1回目の治療:入院して手術を受けた。治療費は10万円
保険金=7万円(10万円×70%)〔手術区分の残額13万円〕

②2回目の治療:入院して手術を受けた。治療費20万円
保険金=13万円(20万円×70%=14万円ですが手術区分の残額が限度)

③3回目の治療:入院して手術を受けた。治療費10万円
すでに手術区分の限度に達しているためお支払いできません。

④4回目の治療:入院(手術は無し)　治療費10万円
保険金=7万円(10万円×70%)〔入院区分でお支払いします〕

■基本プラン

通院の補償割合	50%
通院1回あたりの支払限度額	5,000円
保険期間中の通院の支払限度回数	5回
入院の補償割合	70%
保険期間中の入院の支払限度額	20万円
手術の補償割合	70%
保険期間中の手術の支払限度額	20万円

●診療区分が手術となるもの、ならないものについて

手術とは、ペットに対して治療のために器具および麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等の処置を施す行為をいいます。また、以下の治療については、それぞれ、手術とみなす治療、手術とみなさない治療として取り扱います。なお、実際には動物病院発行の診断書や診療費明細等により詳細に審査して判断します。

手術とみなす治療	・全身麻酔下での食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置 ・整形外科疾患の非観血的処置 ・歯科手術 ・鼻内異物摘出術および外耳道異物除去術 ・麦粒腫切開術、涙嚢切開術、マイボーム腺梗塞摘出術等 ・角膜・強膜異物除去術等
手術とみなさない治療・処置等	・放射線治療 ・切創の縫合 ・皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処置 ・手術完了後に行われる抜糸 ・組織採取 ・「手術をした日を含む入院期間または通院日」と異なる日に受けた検査費用（MRI検査やCT検査の費用を含みます）

主な免責事由（保険金をお支払いできない主な場合）

契約者・被保険者等の行為によるもの	●契約者・被保険者等の故意・重大な過失、自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者等の精神障害、泥酔状態、心神喪失、薬物依存等によって生じたケガ・病気 ●契約者・被保険者・獣医師等の不正行為による保険金請求 ●動物愛護及び管理に関する法律等に反する不適切な飼育・管理のために生じたケガ・病気
自然災害等によるもの	●地震・噴火・津波・風水害等の自然災害によって生じたケガ・病気 ●戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・核燃料物質等によって生じたケガ・病気
既往症	●初年度契約の保険期間の初日において既に生じていたケガ・病気（既往症）
予防可能な感染症	●以下の感染症。ただし、その疾病の発症日がその予防措置（予防接種・予防薬の投薬など）の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。 犬パルボウイルス感染症、犬ジステンパーウイルス感染症、犬パラインフルエンザ感染症、犬伝染性肝炎、犬アデノウイルス2型感染症、狂犬病、犬コロナウイルス感染症、犬レプトスピラ感染症、フィラリア感染症、猫汎白血球減少症、猫カリシウイルス感染症、猫ウイルス性鼻気管炎および猫白血病ウイルス感染症
この保険制度上、ケガ・病気にあたらないもの	●臍ヘルニア・そけいヘルニア・停留睾丸・乳歯遺残（不正咬合を含みます） ※病化し、その治療である場合は保険金のお支払い対象となります。 ●交配・妊娠・出産（死産を含みます）・帝王切開・早産・流産・人工流産またはこれらによって生じたケガ・病気 ●治療を伴わない介護やリハビリテーション費用

予防医療 等	●健康診断、症状を伴わず実施の検査 ●傷病予防のための検査・投薬・手術 ●予防接種（ワクチン接種） ●健康体に行われた処置（肛門腺しぼり、爪切り、耳そうじ、まつげ抜き等） ●マイクロチップの挿入
この保険制度上、治療に該当しないもの	●断尾・断耳 ●声帯除去 ●美容整形手術（歯列矯正を含みます） ●爪切除（狼爪切除を含みます） ●避妊手術・去勢手術 ●歯石除去※歯周病治療と合わせて行う歯石除去は保険金支払の対象に含みます。 ●安楽死
この保険制度上、治療目的であっても対象外のもの	●健康補助食品・サプリメント（獣医師が治療目的で処方したものを含む）、処方食、医薬部外品 ●漢方、温熱・温泉療法、酸素療法、オゾン療法、寒冷療法、中国医学（鍼灸を含みます）、インド医学、ハーブ療法、減感作療法、ホメオパシー、ホモトキシコロジー、アロマセラピー、免疫療法等の代替医療 ※上記以外にも再生医療や国内未承認薬の使用等は、代替医療に該当するものとして補償対象外となることがあります。 ●自宅で使用するシャンプー・イヤークリーナー・スキンコンディショナー等（医薬品を含みます） ※獣医師が通常の治療の一環として、動物病院で行った薬浴は保険金のお支払い対象となります。 ●ノミ・ダニ等の外部寄生虫の除去・駆除費用 ※毛包虫（アカラス・ニキビダニ）、皮膚疥癬の駆除費用についてはお支払いする場合があります。
治療付帯費用	●カウンセリング料、相談料、指導料、紹介料 ●ペットホテル料、ペット預かり料、ペットの移送費 ●各種証明書類の作成費用・送料 ※保険金請求に必要な診断書等の作成費用は保険金のお支払い対象となります。 ●医薬品の送料 ●葬儀費または埋葬費等ペットの死後に要した費用

保険金を条件付きでお支払いできる治療費

●以下については、病院の診断内容と一般獣医学情報等により総合的に保険金支払の可否を判断いたします。

	お支払い条件
外部寄生虫の駆除費用	毛包虫(アカラス・ニキビダニ)、皮膚疥癬(ひふかいせん)の駆除の場合 ただし、ミミヒゼンダニ・耳ダニによる皮膚疥癬はお支払いしません。
停留睾丸の摘出費用	腫瘍化(もしくはそれを疑う所見)があり、その治療として実施した場合
乳歯遺残の抜歯費用	乳歯遺残が直接的な原因となった傷病があり、その治療として実施した場合
臍ヘルニア・そけいヘルニアの治療費	病化(腹膜炎や壊死等)しており、その治療として実施した場合

具体的な保険金のお支払事例

これだけペットの保険金は治療費×補償割合をお支払いします。具体的なお支払い事例は以下のとおりです。

①通院治療の事例

基本プラン(通院治療の補償割合50%、支払限度回数5回)の場合

ア. 通院治療の保険金が1回あたりの支払限度額(5,000円)を超過する場合の事例

通院 1日目
治療費＝10,000円

10,000円×50%＝5,000円を
保険金としてお支払い。

通院 2日目
治療費＝20,000円

20,000円×50%＝10,000円を
10,000円＞5,000円なので
5,000円を保険金としてお支払い

イ. 通院治療の支払回数が限度回数(年間5回)を超過する場合の事例

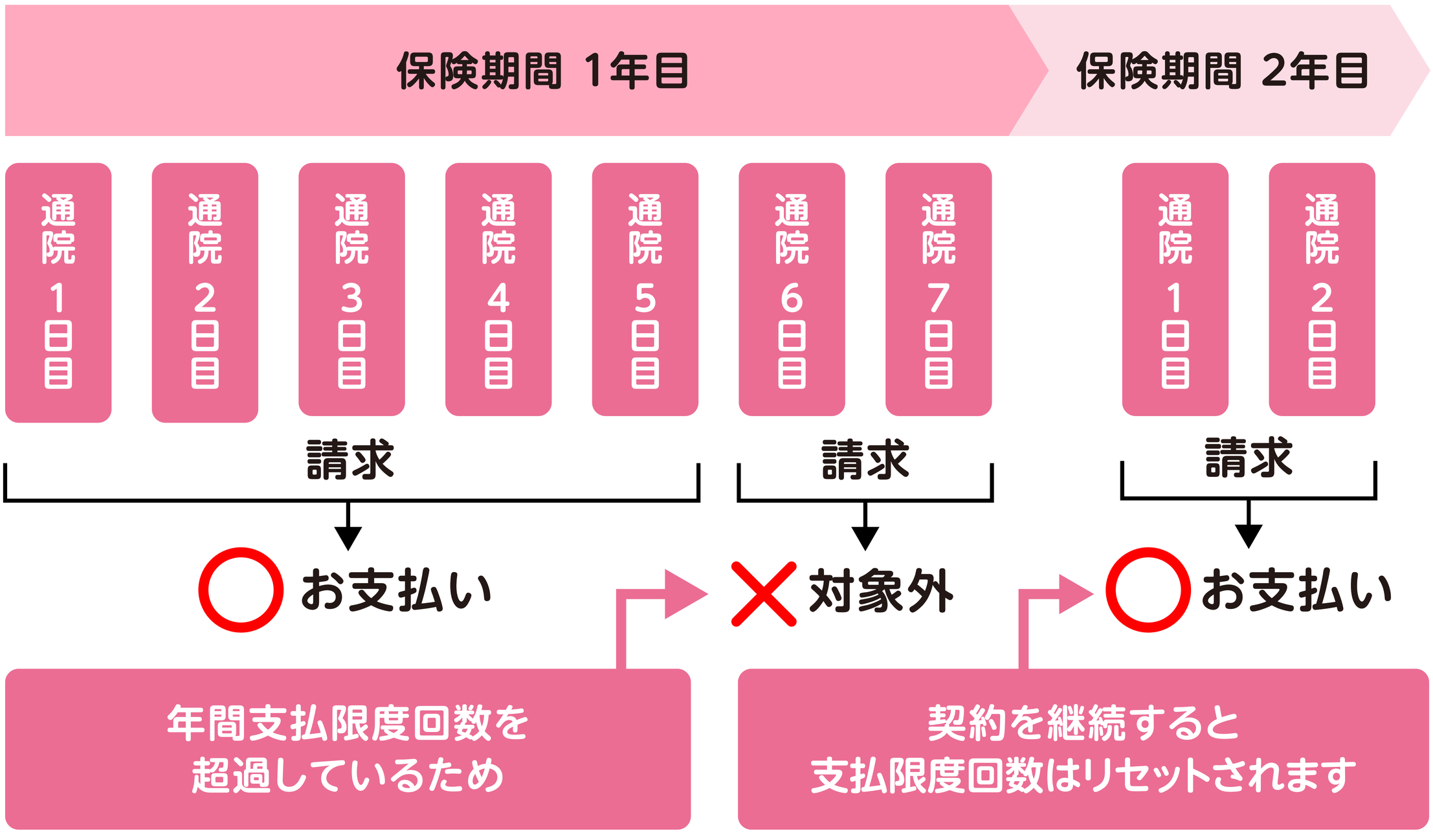

※通院治療の保険金は、請求の受け付けが早いものから順に支払います。なお、同一請求日に複数の請求があった場合には、その中で「通院日」が早いものから順に保険金を支払います。また、一度お支払いした保険金の取消や返還は受け付けていませんのでご注意願います。

ウ. 同じ日に違う動物病院に複数回通院した場合の事例

1日目

a

午前中にA病院に通院。
治療を受けるもB病院に行くことを勧められる。治療費=8,000円

8,000円×50%=4,000円を
保険金としてお支払い。
通院回数は1回。

b

午後にB病院に通院。
治療費=10,000円

10,000円×50%=5,000円を
保険金としてお支払い。
通院回数は午前中とは別とみなし、
合計で2回となります。

※同じ日に同じ動物病院に2回以上の通院があった場合は、それらの通院をまとめて1回の通院として1回あたりの支払限度額を適用します。

※同一の動物病院で通院と入院が同じ日にあった場合は入院とみなします。

②入院治療の事例
（保険期間満了時に入院中だった場合）

ア. 保険期間満了時に継続しなかった場合

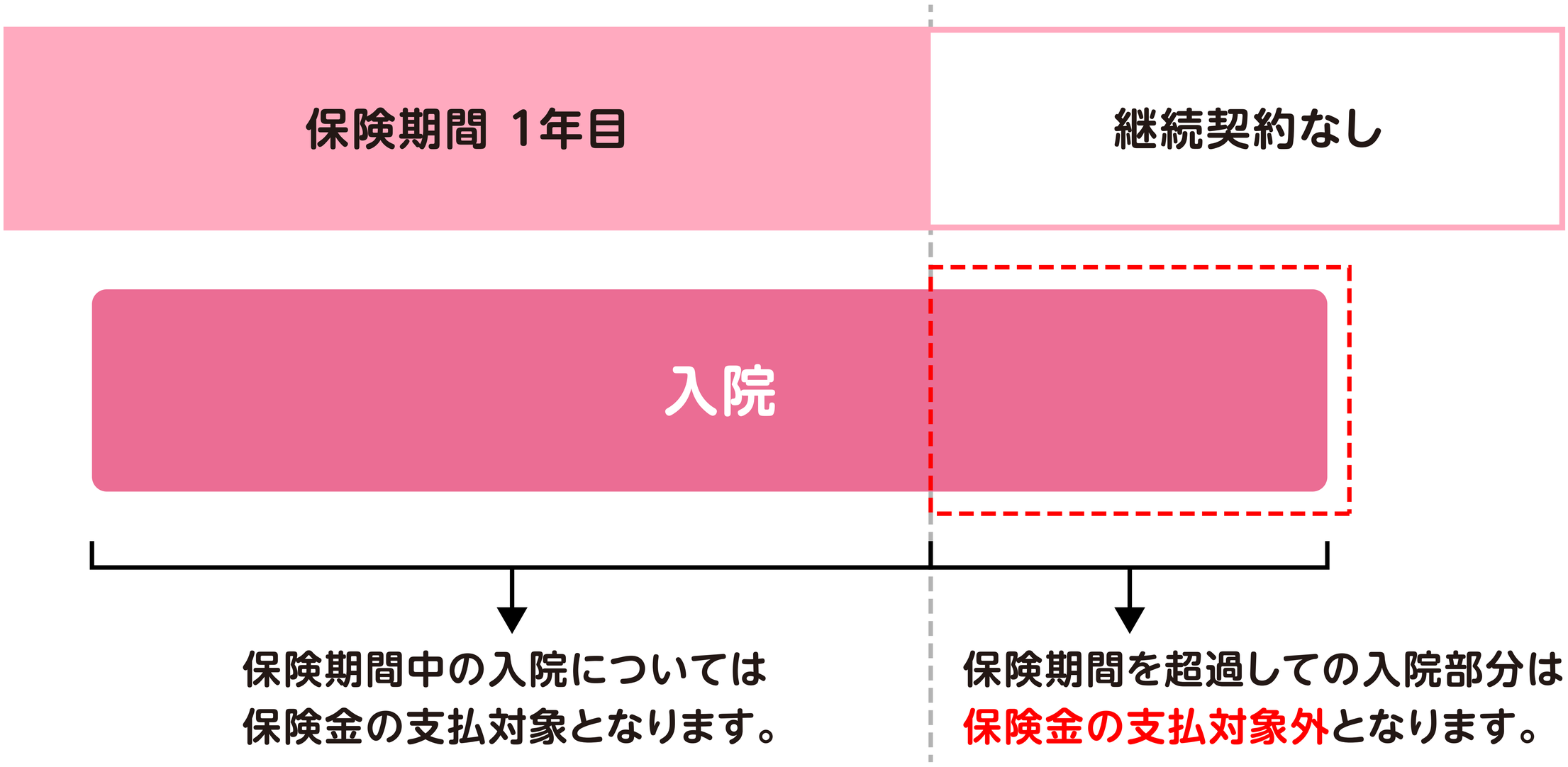

イ. 保険期間満了時に継続した場合

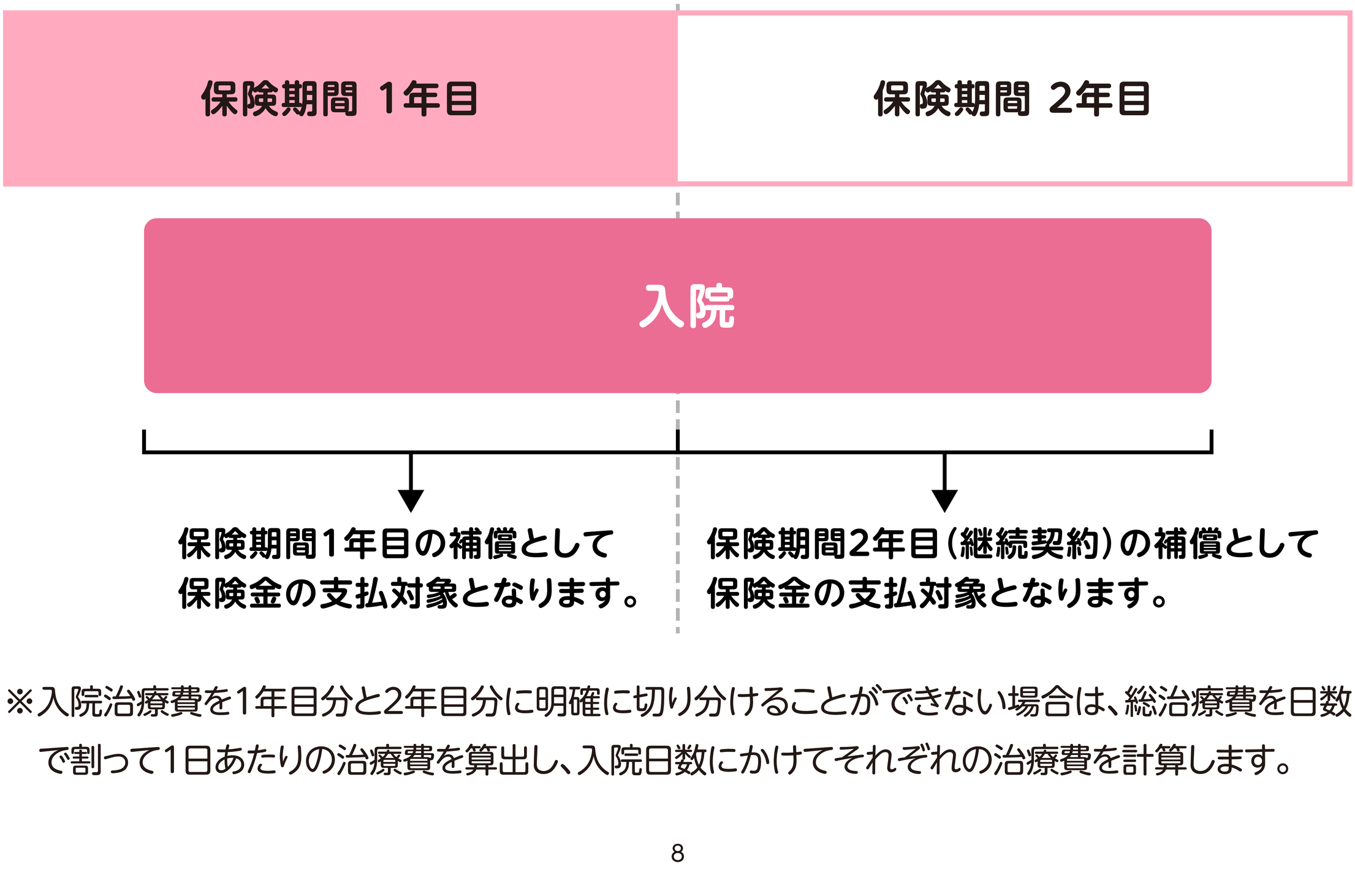

※入院治療費を1年目分と2年目分に明確に切り分けることができない場合は、総治療費を日数で割って1日あたりの治療費を算出し、入院日数にかけてそれぞれの治療費を計算します。

③手術治療の事例

基本プラン（手術治療の補償割合70%、支払限度200,000円）の場合

手術を行う場合、必ず入院または通院して受けることになります。このため、手術を受けた場合は、必ず診療区分「手術」の適用となり、手術に伴う入院費や通院費も治療費に含めます。

ア. 保険期間中に複数回の手術をした場合

入院5日間 3日目に手術　　治療費＝100,000円

100,000円×70%＝70,000円を保険金としてお支払い。
手術区分の残額は、200,000円−70,000円＝130,000円

入院10日間 5日目に手術　　治療費＝200,000円

200,000円×70%＝140,000円。
140,000円＞130,000円なので130,000円を保険金としてお支払い。
（手術区分の残額0）

入院6日間 2日目に手術　　治療費＝100,000円

すでに手術区分は支払限度に達しているため、
保険金はお支払いできません。

入院20日間 手術なし　　治療費＝200,000円

手術はしていないため、入院区分から、
200,000円×70%＝140,000円を保険金としてお支払い。

保険期間 1年目

イ. 入院中（10日間）に保険期間の満了を迎えた場合で、手術をした場合

保険期間 1年目	保険期間 2年目

3日目に手術

入院（10日間＝1年目6日間＋2年目4日間）
治療費＝200,000円

保険期間**1年目**の補償として 6日目までの治療費の70%を 保険金としてお支払い。 （**手術区分の対象**）	保険期間**2年目**の補償として 7日目以降の治療費の70%を 保険金としてお支払い。 （**手術区分の対象**）

※治療費を1年目と2年目に切り分けできない場合は、治療費を入院日数で均等に分けて計算します。

※入院中に手術をしている場合、手術の実施日にかかわらず、継続前契約・継続契約とも診療区分は「手術」の対象となります。

ウ. 手術の対象となる治療・ならない治療

ペットがおもちゃを飲み込んだため、入院して、内視鏡を用いて取り除いてもらった。

「全身麻酔下での食道・胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置」は切開等は行いませんが、手術と見なして、「手術区分」から保険金をお支払いします。

ペットの皮膚に膿が溜まったため、動物病院に通院し、切開して膿を出してもらった。

「皮膚病治療に伴う切開・排膿処理の外科的処理」は切開していても軽微な処置のため、手術とは見なしません。この場合「通院区分」からお支払いします。

※手術の対象とならない処置等については、普通保険約款でご確認ください。非常に簡易な処置（手術後の抜糸など）も手術とは見なしません。

保険期間

●この保険契約の保険期間は1年間です。保険期間初日の午前0時から保険期間の終了日（翌年の契約応当日の前日）の午後12時（24時）までとなります。

●保険期間の始期日は、アプリ上で申込手続きをされる日の1か月後の応当日となります。具体的な日にちはアプリでご確認ください。

保険契約の継続

●ご契約者または引受保険会社より別段の意思表示がない限り、保険期間の満了時に、原則としてご契約は自動的に継続となります。

●保険期間終了日の1ヵ月前までに、次年度の継続契約についてのご案内をご登録いただいたメールアドレスにお送りしますので、必ずご確認ください。

●「継続の中止」や「契約内容の変更」を希望される場合は、保険期間終了日までにアプリからお手続きください。申し出をされなかった場合は、継続前の契約と同じ補償内容でご契約が自動的に継続となります。

●保険期間の途中で加入プランを変更することはできませんが、継続時にはお申し出により変更できる場合があります。
ただし、補償割合等が引き上げとなる場合は、所定の審査が必要となります。

ご注意

・ペットの年齢が上がることにより保険料は変更になる場合があります。
・商品改定等により、保険料・補償内容が変更となったり、ご契約が自動的に継続とならないことがあります。
・保険期間の終了する以前に開始した治療について、保険期間の終了を過ぎて継続して治療がなされた場合は、原則として保険期間終了後の治療については保険金のお支払いはできません。ただし、継続契約の締結がなされ、かつ、継続契約の保険料のお払込みがあった場合は、継続契約の補償内容で保険金をお支払いします。
・原則としてペット&ファミリーから継続を取り止めることはありませんが、保険金請求時にペット&ファミリーからの調査依頼に協力いただけなかったり、公正な支払判断の妨げになるような行為などがあった場合には、ご継続をお断りしたりご契約内容の変更をお願いすることがあります。

ペットがケガまたは病気で治療を受けた場合の手続等

(1)動物病院で治療を受けられたら、治療費用をいったん全額お支払いください。その際、診療明細書または診療計算書を必ずお受け取りください。

(2)ご加入者(被保険者)は、治療を開始した日から30日以内にアプリの保険金請求画面からご請求ください。この際、同種の補償を受けられる他の保険会社等(少額短期保険会社を含みます)の保険契約がある場合は合わせてお知らせください。

(3)ご加入者は、保険金請求画面に必要事項を入力し、診療明細書または診療計算書の写真をアップロードしてください。

(4)ご請求いただいた保険金は、特別な場合を除き、請求完了日(必要事項の手続きが全て完了した日)から20日以内に、指定口座へお振込みします。

※保険金のご請求の内容によっては、診断治療証明書やワクチン接種証明書等他の書類のご提出をお願いすることがあります。

※保険金請求画面や添付資料の内容に不備等があると、保険金のお支払いが遅れる場合があります。

※動物病院または他の保険会社等へお問い合わせさせていただく場合があります。

※健全な業務運営のために治療内容調査、ペット&ファミリー指定の獣医師によるペットの診察を行う場合があります。

※ご加入者が請求する治療費用(保険金)が、獣医学の水準に照らした平均的な治療費用の金額から相当に乖離している場合は、治療を受ける動物病院の変更をお願いすることがあります。

ご注意

お手軽プラン以外の場合

・「通院」において、保険期間を通じての支払限度回数に達した後に請求を受け付けた保険金は支払対象となりません。また、「通院」の保険金は請求の受け付けが早いものから順に支払います。なお、同一請求日に複数の請求があった場合には、その中で「通院日」が早いものから順に保険金を支払います。

・既に支払った保険金について、ご加入者からの保険金請求の取り消しおよび支払済みの保険金の返還の申し出があっても応じることはできません。

保険料表に続きます▶

保険料表

●お手軽プラン

区分	手術	入院	通院
年間限度額	20万円	20万円	―
補償割合	50%	50%	―

●保険料

区分	小型犬	中型犬	大型犬	特大犬	猫
0～2歳	590円	740円	960円	1,330円	540円
3～5歳	610円	780円	1,020円	1,440円	490円
6～8歳	790円	1,030円	1,240円	1,800円	560円
9～11歳	1,240円	1,430円	1,710円	2,610円	680円
12～14歳	1,530円	1,760円	2,110円	3,280円	810円
15～17歳	1,800円	2,070円	2,500円	3,920円	940円
18歳以上	1,970円	2,280円	2,760円	4,340円	1,020円

●基本プラン

区分	手術	入院	通院
年間限度額	20万円	20万円	1回5千円(年間5回限度)
補償割合	70%	70%	50%

●保険料

区分	小型犬	中型犬	大型犬	特大犬	猫
0～2歳	1,190円	1,530円	2,010円	2,840円	1,030円
3～5歳	1,240円	1,610円	2,140円	3,060円	1,130円
6～8歳	1,630円	2,160円	2,620円	3,880円	1,080円
9～11歳	2,620円	3,060円	3,670円	5,670円	1,460円
12～14歳	3,280円	3,780円	4,570円	7,160円	1,780円
15～17歳	3,870円	4,470円	5,420円	8,560円	2,080円
18歳以上	4,260円	4,930円	6,000円	9,500円	2,270円

●安心プラン

区分	手術	入院	通院
年間限度額	40万円	40万円	1回1万円(年間10回限度)
補償割合	70%	70%	70%

●保険料

区分	小型犬	中型犬	大型犬	特大犬	猫
0～2歳	1,850円	2,430円	3,250円	4,680円	1,540円
3～5歳	1,920円	2,570円	3,480円	5,080円	1,700円
6～8歳	2,600円	3,520円	4,310円	6,490円	1,620円
9～11歳	4,310円	5,060円	6,120円	9,570円	2,240円
12～14歳	5,450円	6,310円	7,670円	12,140円	2,770円
15～17歳	6,460円	7,500円	9,150円	14,570円	3,260円
18歳以上	7,130円	8,300円	10,140円	16,190円	3,590円

将来的に、商品改定や保険料率の見直し等があった際には、保険料が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。